

## 議題 4

### 広島市教育委員会規則の一部改正について

- 1 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（議案第7号） 17
- 2 広島市学校運営協議会の設置等に関する規則及び広島市立中等教育学校学則の一部改正  
について（議案第8号） 20
- 3 広島市立高等学校学則の一部改正について（議案第9号） 27
- 4 広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について（議案第10号） 31

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の要旨

大手町商業高等学校の廃止及び広島工業高等学校の定時制の課程の廃止に伴い、健康教育課の分掌事務から定時制高等学校の学校給食に関するものを削ろうとするものである。

2 施行期日

令和3年4月1日

3 公布文及び現行改正比較表

別紙のとおり。

広島市教育委員会規則第 号

令和3年3月 日

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和50年広島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第9項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

現行改正比較表（広島市教育委員会事務局事務分掌規則）

現 行	改 正
<p>第1条 （略）</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2～8 （略）</p> <p>9 学校教育課健康教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校給食の指導に関すること。</p> <p>(2) 学校給食の運営に関すること。</p> <p>(3) 学校における食育の指導に関すること。</p> <p><u>(4) 定時制高等学校の学校給食に関すること。</u></p> <p>(5) 学校保健の指導に関すること。</p> <p>(6) 学校環境衛生に関すること。</p> <p>(7) 学校医等に関すること。</p> <p>(8) 幼児、児童及び生徒の保健に関すること。</p> <p>(9) 学校安全に関すること。</p> <p><u>(10) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関すること。</u></p> <p><u>(11) 就学時健康診断に関すること。</u></p> <p><u>(12) 学校保健団体に関すること。</u></p> <p><u>(13) 教職員の採用及び休職等に係る健康診断に関すること。</u></p> <p><u>(14) 通学路の設定に関すること。</u></p> <p><u>(15) 旅館業、風俗営業許可に対する意見の申出に関すること。</u></p> <p><u>(16) 学校給食センターに関すること。</u></p> <p><u>(17) 一般財団法人広島市学校給食会その他関係団体に対する指導調整等に関すること。</u></p> <p><u>(18) 課の庶務に関すること。</u></p> <p>10～13 （略）</p> <p>第3条～第11条 （略）</p>	<p>第1条 （現行に同じ。）</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条 （現行に同じ。）</p> <p>2～8 （現行に同じ。）</p> <p>9 学校教育課健康教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校給食の指導に関すること。</p> <p>(2) 学校給食の運営に関すること。</p> <p>(3) 学校における食育の指導に関すること。</p> <p><u>(削る。)</u></p> <p><u>(4) 学校保健の指導に関すること。</u></p> <p><u>(5) 学校環境衛生に関すること。</u></p> <p><u>(6) 学校医等に関すること。</u></p> <p><u>(7) 幼児、児童及び生徒の保健に関すること。</u></p> <p><u>(8) 学校安全に関すること。</u></p> <p><u>(9) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関すること。</u></p> <p><u>(10) 就学時健康診断に関すること。</u></p> <p><u>(11) 学校保健団体に関すること。</u></p> <p><u>(12) 教職員の採用及び休職等に係る健康診断に関すること。</u></p> <p><u>(13) 通学路の設定に関すること。</u></p> <p><u>(14) 旅館業、風俗営業許可に対する意見の申出に関すること。</u></p> <p><u>(15) 学校給食センターに関すること。</u></p> <p><u>(16) 一般財団法人広島市学校給食会その他関係団体に対する指導調整等に関すること。</u></p> <p><u>(17) 課の庶務に関すること。</u></p> <p>10～13 （現行に同じ。）</p> <p>第3条～第11条 （現行に同じ。）</p>

広島市学校運営協議会の設置等に関する規則及び広島市立中等教育  
学校学則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の要旨

広島市立学校条例の一部改正に伴い、広島市学校運営協議会の設置等に関する規則及び広島市立中等教育学校学則について、規定の整備をしようとするものである。

2 施行期日

令和3年4月1日

3 公布文及び現行改正比較表

別紙のとおり。

令和 年 月 日

広島市学校運営協議会の設置等に関する規則及び広島市立中等教育学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市学校運営協議会の設置等に関する規則及び広島市立中等教育学校学則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「別表第1」を「別表」に改める。

- (1) 広島市学校運営協議会の設置等に関する規則（令和2年広島市教育委員会規則第3号）第3条第1項
- (2) 広島市立中等教育学校学則（平成25年広島市教育委員会規則第9号）第31条第2項

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

現行改正比較表（広島市学校運営協議会の設置等に関する規則）

現 行	改 正
<p>第1条・第2条 （略）</p> <p>（設置）</p> <p>第3条 教育委員会は、広島市立学校条例（昭和39年広島市条例第19号）<u>別表第1</u>に規定する学校ごとに、協議会を置くことができる。ただし、法第47条の5第1項ただし書に規定する場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第4条～第13条 （略）</p>	<p>第1条・第2条 （現行に同じ。）</p> <p>（設置）</p> <p>第3条 教育委員会は、広島市立学校条例（昭和39年広島市条例第19号）<u>別表</u>に規定する学校ごとに、協議会を置くことができる。ただし、法第47条の5第1項ただし書に規定する場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。</p> <p>2～4 （現行に同じ。）</p> <p>第4条～第13条 （現行に同じ。）</p>

現行改正比較表（広島市立中等教育学校学則）

現 行	改 正
<p>第1条～第30条 （略）</p> <p>（授業料）</p> <p>第31条 広島市立学校条例（昭和39年広島市条例第19号。以下「条例」という。）第3条の2の規定による中等教育学校の後期課程の授業料（以下「授業料」という。）は、その生徒の在籍する月に応じて、毎月校長の定める日に徴収する。ただし、その月の全日数を通じて授業を行わない場合は、その月の前月に徴収することができる。</p> <p>2 月の途中における入学、退学又は転学の場合は、その月の授業料を徴収する。ただし、条例別表第1に掲げる高等学校から編入学した生徒で、既に編入学前の高等学校において授業料を納付した旨の証明のあるときは、当該期間の授業料は徴収しない。</p> <p>3 （略）</p> <p>第31条の2～第36条 （略）</p>	<p>第1条～第30条 （現行に同じ。）</p> <p>（授業料）</p> <p>第31条 （現行に同じ。）</p> <p>2 月の途中における入学、退学又は転学の場合は、その月の授業料を徴収する。ただし、条例別表__に掲げる高等学校から編入学した生徒で、既に編入学前の高等学校において授業料を納付した旨の証明のあるときは、当該期間の授業料は徴収しない。</p> <p>3 （現行に同じ。）</p> <p>第31条の2～第36条 （現行に同じ。）</p>



新旧対照表（広島市立学校条例）

現 行	改 正
<p>第1条（略）</p> <p>（名称，課程，部，位置等）</p> <p>第2条 幼稚園，小学校及び中学校の名称及び位置，高等学校及び中等教育学校の名称，課程（中等教育学校にあつては，後期課程におけるものをいう。別表第1において同じ。）及び位置並びに特別支援学校の名称，部及び位置は，同表のとおりとする。</p> <p>2 広島市立広島みらい創生高等学校において，「定時制の課程」とはフレキシブル課程平日登校コースをいい，「通信制の課程」とはフレキシブル課程通信教育コースをいう。</p> <p>第3条（略）</p> <p>（授業料及び受講料）</p> <p>第3条の2 高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く。）又は中等教育学校の後期課程に在籍する者から，その在籍する月に応じて授業料を徴収する。</p> <p>2 前項の授業料は月額とし，その額は，別表第2のとおりとする。</p> <p>3 月の途中における入学，退学又は転学があつた場合の第1項の授業料については，その月の月額の全額を徴収する。</p> <p>4 第1項の授業料は，毎月末日（12月にあつては，翌年の1月4日）までにその月分を徴収する。ただし，その月の全日数を通じて授業を行わない場合は，その月の前月に徴収することができる。</p> <p>5 前項の規定により定められる納付期限が土曜日に該当するときは，同項の規定にかかわらず，その日の翌日を納付期限とみなす。</p> <p>6 第1項の授業料は，学年間の全部又はその一部を前納することができる。</p> <p>第3条の3（略）</p> <p>（聴講料）</p> <p>第3条の4 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程の特定の科目を聴講する者から，聴講料を，その聴講の許可</p>	<p>第1条（現行に同じ。）</p> <p>（名称，課程，部，位置等）</p> <p>第2条 幼稚園，小学校及び中学校の名称及び位置，高等学校及び中等教育学校の名称，課程（中等教育学校にあつては，後期課程におけるものをいう。別表 において同じ。）及び位置並びに特別支援学校の名称，部及び位置は，同表のとおりとする。</p> <p>2 広島市立広島みらい創生高等学校において，「定時制の課程」とはフレキシブル課程平日登校コースをいい，「通信制の課程」とはフレキシブル課程通信教育コースをいう。</p> <p>第3条（現行に同じ。）</p> <p>（授業料及び受講料）</p> <p>第3条の2 高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く。）又は中等教育学校の後期課程に在籍する者から，その在籍する月に応じて授業料を徴収する。</p> <p>2 前項の授業料は月額とし，その額は9,900円とする。</p> <p>3 月の途中における入学，退学又は転学があつた場合の第1項の授業料については，その月の月額の全額を徴収する。</p> <p>4 第1項の授業料は，毎月末日（12月にあつては，翌年の1月4日）までにその月分を徴収する。ただし，その月の全日数を通じて授業を行わない場合は，その月の前月に徴収することができる。</p> <p>5 前項の規定により定められる納付期限が土曜日に該当するときは，同項の規定にかかわらず，その日の翌日を納付期限とみなす。</p> <p>6 第1項の授業料は，学年間の全部又はその一部を前納することができる。</p> <p>第3条の3（現行に同じ。）</p> <p>（聴講料）</p> <p>第3条の4 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程の特定の科目を聴講する者から，聴講料を，その聴講の許可</p>

現 行	改 正
<p>の際、徴収する。</p> <p>2 聴講料の額は、次のとおりとする。</p> <p><u>広島市立大手町商業高等学校及び広島市立広島工業高等学校 1単位につき1,500円</u></p> <p><u>広島市立広島みらい創生高等学校</u></p> <p><u>定時制の課程 1単位につき1,740円</u></p> <p><u>通信制の課程 1単位につき330円</u></p> <p>(入学者選抜料)</p> <p>第4条 高等学校又は中等教育学校への入学者の選抜を受けようとする者から、入学者選抜料を、その出願の際、徴収する。</p> <p>2 入学者選抜料の額は、次のとおりとする。</p> <p><u>高等学校 (広島市立広島みらい創生高等学校を除く。)</u></p> <p><u>全日制の課程 2,200円</u></p> <p><u>定時制の課程 950円</u></p> <p>広島市立広島みらい創生高等学校 950円</p> <p>中等教育学校 2,200円</p> <p>(入学科)</p> <p>第4条の2 高等学校又は中等教育学校の後期課程に入学する者(中等教育学校の後期課程に進級する者を含む。)から、入学科を、その入学手続(進級手続を含む。)の際、徴収する。ただし、別表第1に掲げる高等学校又は中等教育学校の後期課程から転入学し、又は編入学する場合は、この限りでない。</p> <p>2 入学科の額は、次のとおりとする。</p> <p><u>高等学校 (広島市立広島みらい創生高等学校を除く。)</u></p> <p><u>全日制の課程 5,650円</u></p> <p><u>定時制の課程 2,000円</u></p> <p>広島市立広島みらい創生高等学校 1,100円</p> <p>中等教育学校の後期課程 5,650円</p> <p>第4条の3～第8条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>戸坂新町小学校は、昭和49年6月10日から規則で定める日までの間は、別表第1の規定にかかわらず、広島市戸坂新町二丁目の東浄団地内に置くものとする。</u></p> <p>4 昭和50年4月1日から規則で定める日までの間、戸坂</p>	<p>の際、徴収する。</p> <p>2 聴講料の額は、定時制の課程にあつては1単位につき1,740円、通信制の課程にあつては1単位につき330円とする。</p> <p>(入学者選抜料)</p> <p>第4条 高等学校又は中等教育学校への入学者の選抜を受けようとする者から、入学者選抜料を、その出願の際、徴収する。</p> <p>2 入学者選抜料の額は、次のとおりとする。</p> <p><u>高等学校 (広島市立広島みらい創生高等学校を除く。)</u></p> <p><u>2,200円</u></p> <p>広島市立広島みらい創生高等学校 950円</p> <p>中等教育学校 2,200円</p> <p>(入学科)</p> <p>第4条の2 高等学校又は中等教育学校の後期課程に入学する者(中等教育学校の後期課程に進級する者を含む。)から、入学科を、その入学手続(進級手続を含む。)の際、徴収する。ただし、別表__に掲げる高等学校又は中等教育学校の後期課程から転入学し、又は編入学する場合は、この限りでない。</p> <p>2 入学科の額は、次のとおりとする。</p> <p><u>高等学校 (広島市立広島みらい創生高等学校を除く。)</u></p> <p><u>5,650円</u></p> <p>広島市立広島みらい創生高等学校 1,100円</p> <p>中等教育学校の後期課程 5,650円</p> <p>第4条の3～第8条 (現行に同じ。)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (現行に同じ。)</p> <p>3 (削る。)</p> <p>4 (削る。)</p>

現 行			改 正		
小学校内に戸坂新町小学校の分教場を置くものとする。					
別表第1 (第2条, 第4条の2関係)			別表____ (第2条, 第4条の2関係)		
(1)~(3) (略)			(1)~(3) (現行に同じ。)		
(4) 高等学校			(4) 高等学校		
名称	課程	位置	名称	課程	位置
広島市立基町高等学校	全日制	広島市中区西白島町	広島市立基町高等学校	全日制	広島市中区西白島町
広島市立大手町商業高等学校	定時制	広島市中区大手町四丁目			
広島市立広島みらい創生高等学校	定時制及び通信制	広島市中区大手町四丁目	広島市立広島みらい創生高等学校	定時制及び通信制	広島市中区大手町四丁目
(略)			(現行に同じ。)		
広島市立広島工業高等学校	全日制及び定時制	広島市南区東本浦町	広島市立広島工業高等学校	全日制____	広島市南区東本浦町
(略)			(現行に同じ。)		
(5)~(6) (略)			(5)~(6) (現行に同じ。)		
別表第2 (第3条の2関係)			別表第2 (第3条の2関係) (削る。)		
区分		授業料の額			
高等学校	全日制の課程	円			
(広島市)		9,900			
立広島みらい創生高等学校	定時制の課程	年間履修単位20単位以上	2,500		
(を除く。)		年間履修単位15単位以上20単位未満	2,020		
		年間履修単位10単位以上15単位未満	1,010		
		年間履修単位10単位未満	530		
中等教育学校の後期課程		9,900			

広島市立高等学校学則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

大手町商業高等学校の廃止及び広島工業高等学校の定時制の課程の廃止に伴い、所要の改正をしようとするものである。

2 主な改正の内容

- (1) 全日制の課程と定時制の課程相互の間の転籍に関する規定を削る。
- (2) 大手町商業高等学校に関する規定を削る。
- (3) 広島工業高等学校の定時制の課程に関する規定を削る。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 公布文及び現行改正比較表

別紙のとおり。

広島市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市立高等学校学則の一部を改正する規則

広島市立高等学校学則（昭和42年広島市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「全日制の課程と定時制の課程又は」を削り、同条第2項中「修得した単位」の右に「及び在学した期間」を加え、「相当学年に」を「相当の期間を在学すべき期間として」に改め、同条第3項を削る。

別表広島市立大手町商業高等学校の項を削り、同表中

広島市立広島工業高等学校	全日制	昼	機械科 自動車科 情報電子科 電気科 建築科 環境設備科	広島市南区 東本浦町
	定時制	夜	工業技術科	

を

広島市立広島工	全日制	昼	機械科	広島市南区
---------	-----	---	-----	-------

業高等学校		自動車科 情報電子科 電気科 建築科 環境設備科	東本浦町
-------	--	--------------------------------------	------

に

改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

現行改正比較表（広島市立高等学校学則）

現 行	改 正																																																																																		
目次（略）	目次（現行に同じ。）																																																																																		
第1条～第22条（略）	第1条～第22条（現行に同じ。）																																																																																		
<p>（転籍）</p> <p>第23条 生徒は、特別の理由により、<u>全日制の課程と定時制の課程又は定時制の課程と通信制の課程相互の間の転籍をしようとするときは、</u>所定の様式による転籍願を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の転籍願を受けた場合には、その生徒の修得した単位_____に応じて、<u>相当学年に_____</u>転入させることができる。</p> <p>3 <u>単位制による課程における前項の規定の適用については、同項中「修得した単位」とあるのは「修得した単位及び在学した期間」と、「相当学年に」とあるのは「相当の期間を在学すべき期間として」とする。</u></p>	<p>（転籍）</p> <p>第23条 生徒は、特別の理由により、_____定時制の課程と通信制の課程相互の間の転籍をしようとするときは、所定の様式による転籍願を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の転籍願を受けた場合には、その生徒の修得した単位及び在学した期間に応じて、<u>相当の期間を在学すべき期間として</u>転入させることができる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>																																																																																		
第24条～第39条（略）	第24条～第39条（現行に同じ。）																																																																																		
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																																																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">校名</th> <th style="width: 15%;">課程</th> <th style="width: 10%;">昼夜別</th> <th style="width: 25%;">設置学科</th> <th style="width: 35%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>広島市立大手町商業高等学校</td> <td>定時制</td> <td>昼夜</td> <td>ビジネス創造科</td> <td>広島市中区大手町四丁目</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広島市立広島工業高等学校</td> <td>全日制</td> <td>昼</td> <td>機械科 自動車科 情報電子科 電気科 建築科 環境設備科</td> <td rowspan="2">広島市南区東本浦町</td> </tr> <tr> <td>定時制</td> <td>夜</td> <td>工業技術科</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	校名	課程	昼夜別	設置学科	位置	(略)					広島市立大手町商業高等学校	定時制	昼夜	ビジネス創造科	広島市中区大手町四丁目	(略)					広島市立広島工業高等学校	全日制	昼	機械科 自動車科 情報電子科 電気科 建築科 環境設備科	広島市南区東本浦町	定時制	夜	工業技術科	(略)					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">校名</th> <th style="width: 15%;">課程</th> <th style="width: 10%;">昼夜別</th> <th style="width: 25%;">設置学科</th> <th style="width: 35%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(現行に同じ。)</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(現行に同じ。)</td> </tr> <tr> <td>広島市立広島工業高等学校</td> <td>全日制</td> <td>昼</td> <td>機械科 自動車科 情報電子科 電気科 建築科 環境設備科</td> <td rowspan="2">広島市南区東本浦町</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(現行に同じ。)</td> </tr> </tbody> </table>	校名	課程	昼夜別	設置学科	位置	(現行に同じ。)					_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	(現行に同じ。)					広島市立広島工業高等学校	全日制	昼	機械科 自動車科 情報電子科 電気科 建築科 環境設備科	広島市南区東本浦町	_____	_____	_____	_____	(現行に同じ。)				
校名	課程	昼夜別	設置学科	位置																																																																															
(略)																																																																																			
広島市立大手町商業高等学校	定時制	昼夜	ビジネス創造科	広島市中区大手町四丁目																																																																															
(略)																																																																																			
広島市立広島工業高等学校	全日制	昼	機械科 自動車科 情報電子科 電気科 建築科 環境設備科	広島市南区東本浦町																																																																															
	定時制	夜	工業技術科																																																																																
(略)																																																																																			
校名	課程	昼夜別	設置学科	位置																																																																															
(現行に同じ。)																																																																																			
_____	_____	_____	_____	_____																																																																															
_____	_____	_____	_____	_____																																																																															
_____	_____	_____	_____	_____																																																																															
_____	_____	_____	_____	_____																																																																															
(現行に同じ。)																																																																																			
広島市立広島工業高等学校	全日制	昼	機械科 自動車科 情報電子科 電気科 建築科 環境設備科	広島市南区東本浦町																																																																															
_____	_____	_____	_____																																																																																
(現行に同じ。)																																																																																			

広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

大手町商業高等学校の廃止及び広島工業高等学校の定時制の課程の廃止に伴い、所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

第3条第2項中「広島市立大手町商業高等学校、広島市立広島みらい創生高等学校及び広島市立広島工業高等学校」を「高等学校」に改める。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 公布文及び現行改正比較表

別紙のとおり。



広島市教育委員会規則第 号

令和 年 月 日

広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

広島市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年広島市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「広島市立大手町商業高等学校、広島市立広島みらい創生高等学校及び広島市立広島工業高等学校」を「高等学校」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

現行改正比較表（広島市立高等学校の通学区域に関する規則）

現 行	改 正																
<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（学区）</p> <p>第3条 高等学校の全日制の課程の学区は，広島市内全域とする。ただし，別表に掲げるものの学区は，広島県一円とする。</p> <p>2 <u>広島市立大手町商業高等学校，広島市立広島みらい創生高等学校及び広島市立広島工業高等学校</u>の定時制の課程の学区は，広島県一円とする。</p> <p>3 選抜（Ⅲ）を実施する高等学校の全日制の課程の選抜（Ⅲ）に係る学区は，第1項本文の規定にかかわらず，広島県一円とする。</p> <p>第4条～第7条（略）</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校名</th> <th style="text-align: center;">学科名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島市立基町高等学校</td> <td>普通科（創造表現コース）</td> </tr> <tr> <td>広島市立舟入高等学校</td> <td>普通科（国際コミュニケーションコース）</td> </tr> <tr> <td>広島市立沼田高等学校</td> <td>普通科（体育コース）</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	学科名	広島市立基町高等学校	普通科（創造表現コース）	広島市立舟入高等学校	普通科（国際コミュニケーションコース）	広島市立沼田高等学校	普通科（体育コース）	<p>第1条～第2条（現行に同じ。）</p> <p>（学区）</p> <p>第3条 高等学校の全日制の課程の学区は，広島市内全域とする。ただし，別表に掲げるものの学区は，広島県一円とする。</p> <p>2 <u>高等学校</u>の定時制の課程の学区は，広島県一円とする。</p> <p>3 選抜（Ⅲ）を実施する高等学校の全日制の課程の選抜（Ⅲ）に係る学区は，第1項本文の規定にかかわらず，広島県一円とする。</p> <p>第4条～第7条（現行に同じ。）</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校名</th> <th style="text-align: center;">学科名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島市立基町高等学校</td> <td>普通科（創造表現コース）</td> </tr> <tr> <td>広島市立舟入高等学校</td> <td>普通科（国際コミュニケーションコース）</td> </tr> <tr> <td>広島市立沼田高等学校</td> <td>普通科（体育コース）</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	学科名	広島市立基町高等学校	普通科（創造表現コース）	広島市立舟入高等学校	普通科（国際コミュニケーションコース）	広島市立沼田高等学校	普通科（体育コース）
学校名	学科名																
広島市立基町高等学校	普通科（創造表現コース）																
広島市立舟入高等学校	普通科（国際コミュニケーションコース）																
広島市立沼田高等学校	普通科（体育コース）																
学校名	学科名																
広島市立基町高等学校	普通科（創造表現コース）																
広島市立舟入高等学校	普通科（国際コミュニケーションコース）																
広島市立沼田高等学校	普通科（体育コース）																